

地域事情に応じた条例による規制強化

○消防法第17条第2項

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

 各市町村の火災予防条例において、上乘せ、横出し規制等を規定することが可能

個別対象物の状況に応じた基準の特例

○消防法施行令第32条

この節の規定（＝消防用設備等の技術基準）は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

 消防長等の判断において、技術基準に係る特例的取扱いが可能